

乙第77号証の1

事務連絡
平成29年7月13日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第19条第7号に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供の試行運用（以下「情報連携」という。）は平成29年7月18日から開始することとなります。

この点について、情報連携の結果生じる情報提供等の記録は、番号利用法第23条の規定により、当該情報提供等記録が個人情報保護条例等の規定における不開示情報に該当する場合にはその旨を記録することとされています。特にDVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。）の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報については人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであり、マイナポータルの情報提供等記録表示機能においては、原則として職員が関わることなく自動で応答されることに鑑み、遺漏がないよう特段の注意をもって運用がなされる必要があります。また、この点はマイナポータルの自己情報表示機能についても同様です。

以上の観点から、自治体中間サーバーにおいては、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定する機能を実装（詳細については別添「【参考資料】自治体中間サーバー通信（第018号）抜粋」参照）し、情報提供ネットワークシステムにおいては不開示コードが設定された情報提供等記録にはその旨を記録・追記する機能（詳細は「情報提供ネットワークシステム接続運用規程」参照）を実装していますが、その基本的な対応等について別紙のとおりまとめましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして周知されますようお願いします。

なお、別紙は基本的な考え方を示したものであり、個別のケースにおいては各地方公共団体の個人情報保護条例等の規定により判断されるべきものであり、また、これに寄りがない場合に各地方公共団体の実情に応じて対応することを妨げるものではありません。

また、別紙のうち住民基本台帳事務におけるDV等支援措置及びマイナンバーカードの停止に関する記述については総務省自治行政局住民制度課と協議済みである旨申し添えます。

さらに、情報連携及びマイナポータルの試行運用開始後1か月後を目安に、内閣官房番号制度推進室より設定事例等について調査を行い、他の地方公共団体の参考となるよう取りまとめることを想定しているので、予め御了知いただくようお願いいたします。

（問い合わせ先）

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479)（直通）

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対応等について

1. 設定対象者

《ポイント》

- ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- 避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「住基DV等支援措置」という。）の対象者であるか否かを問わない。

ア DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）であって、

イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、

ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※ 情報連携におけるDV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を把握していない者の申出に当たっては、2の想定されるケース等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合（あらかじめ把握している場合を含む。）には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基DV等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

《想定されるケース》

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

《基本的な対応のポイント》

- ケース①では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。
- ケース②では、マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除の依頼が基本。これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

ケース①：

- ・ DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。

ケース②：

- ・ 加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し当該カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。
- ・ マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。
- ・ ただし、これらの手続（以下「カード停止等手続」という。）が完了するまでの間、一当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
一DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・ カード停止等手続が完了したことを確認できた際には当該フラグを解除。

※なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられることを説明。

3. 各機関において実施することが望ましいこと

《ポイント》

- 全ての情報連携事務所管課において対応が生じる可能性があるため、上記内容の周知徹底。
- 設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
- 機関内において、具体的事例について共有を図ること。

- ・ 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底する。
- ・ 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討しておくこと。
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
- ・ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないように、機関内における具体的事例について共有を図ること。
- ・ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わる時（ケース①に相当するとき）は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行うこと。

【参考資料】自治体中間サーバーにおける不開示コード等の機能の詳細
「自治体中間サーバー通信（第018号）」（平成29年7月7日付け地方公共団体
情報システム機構個人番号センター中間サーバー部）より抜粋：

4 コラム：自治体中間サーバー・ソフトウェア（自動応答不可設定・不開示設定）

(1) 本コラム（自動応答不可設定・不開示設定）の目的

自治体中間サーバー通信（第014号）まで、自治体中間サーバー・ソフトウェアの解説を行いました。今回は自治体中間サーバー・ヘルプデスク等で問合せが多く寄せられた「自動応答不可設定」及び「不開示設定」について解説します。

まず、これらの設定の概要と目的を解説した後、問合せの内容からポイントを絞って、業務を行う上での留意事項の解説を行います。

本解説によって、「自動応答不可設定」及び「不開示設定」について、より理解を深めることにより、情報照会、情報提供及び情報提供等記録に係る業務を円滑に進める一助になれば幸いです。なお、自治体中間サーバー通信（第017号）までに3回の解説を進めていた自治体中間サーバー・プラットフォームのコラムは今号では掲載せず、次号から再開予定です。

(2) 自動応答不可設定と不開示設定

ア 自動応答不可（自動応答不可フラグ）設定とは

情報提供者の自治体中間サーバーは、情報照会者からの「情報提供の求め」に対して情報照会条件に合致する「特定個人情報（副本）」が登録されている場合は、情報照会者に対して自動的に情報提供を行います。これを「自動応答」といいます。

地方公共団体の業務においては、情報提供の際に、慎重を要する場合があります（例：DV被害者等に係る情報提供）。また、副本の内容が誤っていることが判明した場合や、自治体中間サーバーにおいて機関別符号と団体内統合宛名番号とのひもづけが誤っていたことが判明した場合など、業務上自動応答の制限が必要なケースがあります。これらのケースにおいて、自治体中間サーバーで情報提供者が「自動応答不可フラグ」を設定することにより、情報照会に対して自動的に情報提供せず、業務担当者に判断を求める仕組みが「自動応答不可設定」です。具体的な設定方法については、『「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」操作マニュアル（業務担当者用） - 4.4.3 自動応答制限設定の設定』を参照してください。

また、「自動応答不可設定」が行なわれている住民がマイナポータルで自己情報表示を行っても「回答内容なし」が応答され、特定個人情報の内容は表示されません。詳細は『自治体中間サーバーにおける特定個人情報の取扱いについて - 5.3 情報提供等記録開示システムへの自己情報提供について』を参照してください。

イ 不開示（不開示コードと不開示該当フラグ）設定とは

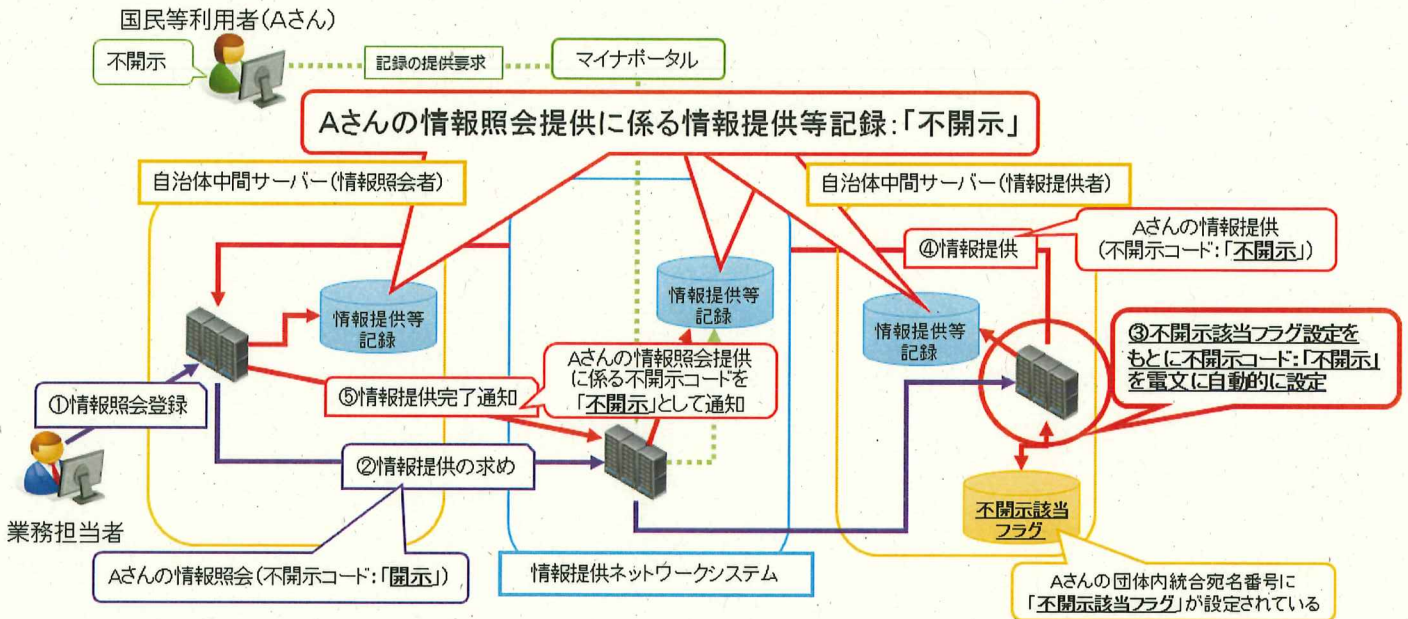


図 1 情報提供者による不開示該当フラグの設定（例）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第二十三条には情報照会者及び情報提供者並びに総務大臣（情報提供ネットワークシステム）がそれぞれ同条中に定める事項（情報照会者及び情報提供者の名称等）をそれぞれの電子計算機（システム）に記録し、政令で定める期間（7年間）、保存しなければならない旨が定められています。この記録を「情報提供等記録」といいます。地方公共団体が記録した情報提供等記録については、個人情報保護条例等の規定により、住民等の請求に対し開示等を行うものとされています。また、国民等利用者はマイナポータル（情報提供等記録開示システム）から情報提供ネットワークシステムに記録された本人の情報提供等記録について閲覧することができます。

この情報提供等記録を開示すべきでない理由がある場合（番号法第二十三条第二項該当）に、自治体中間サーバー・ソフトウェアは情報照会時又は情報提供時に「不開示」の旨を電文に設定し、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者で共有する仕組みを具備しています。情報照会者又は情報提供者のいずれかが「不開示」の設定を行った場合、3者で保有する当該情報提供等記録は全て「不開示」となります。（図1・図2）

なお、「不開示」とする場合、情報照会時にはその都度、情報照会者が「(照会側) 不開示コード」を設定します。(図2)

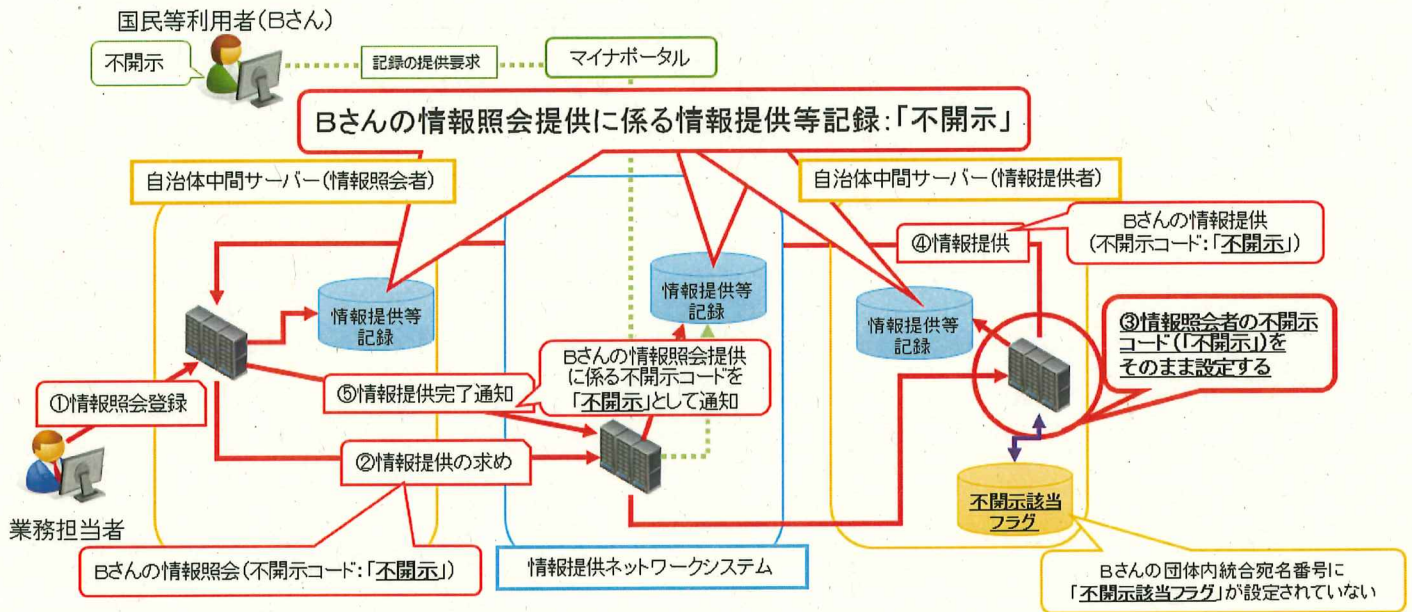


図2 情報照会者による不開示コードの設定(例)

一方、情報提供では、あらかじめ情報提供者が「不開示該当フラグ」を設定しておく必要があります。本設定を行うと「不開示該当フラグ」が設定された特定個人情報提供される際、「不開示コード」が電文に自動的に設定されます。(図1)

このように「不開示」については、情報照会及び情報提供での設定方法が異なるので特に注意が必要です。具体的な操作方法については、『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル(業務担当者用) - 4.2.1 情報照会の要求』(情報照会者の設定)又は『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア』操作マニュアル(業務担当者用) - 4.4.4 不開示の設定』(情報提供者の設定)を参照してください。また、既存システムによる連携で設定を行う場合は既存システムのマニュアル等で確認してください。

(3) フラグ設定における留意事項

前述のとおり、「自動応答不可」と「不開示」はシステム上の役割が異なるものなので、目的に応じてそれぞれ必要な設定を行ってください。

また、情報提供に際して「自動応答不可」及び「不開示」を設定するには、あらかじめ「フラグ」の設定を行っておく必要があります。寄せられた問合せを基にそれらのフラグ設定に係る留意事項について、表1に示します。

表1 フラグ設定時の留意事項

	自動応答不可フラグ	不開示該当フラグ
設定変更反映タイミング (XML データ連携：複数件一括)	5分おきに1回反映（システムサービス提供時間内及びデータ送受信機能停止時間内）	1日1回反映（データ送受信機能停止時間内）
設定変更反映タイミング (Web サービス連携及び自治体中間サーバー接続端末：単件逐次)	即時	即時
設定単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報名コード単位 ・ 団体内統合宛名番号単位 	

また、自動応答不可フラグを例にフラグ設定単位について、図3に示します。（不開示該当フラグの場合は「自動応答不可」を「不開示」に読み替えてください。）

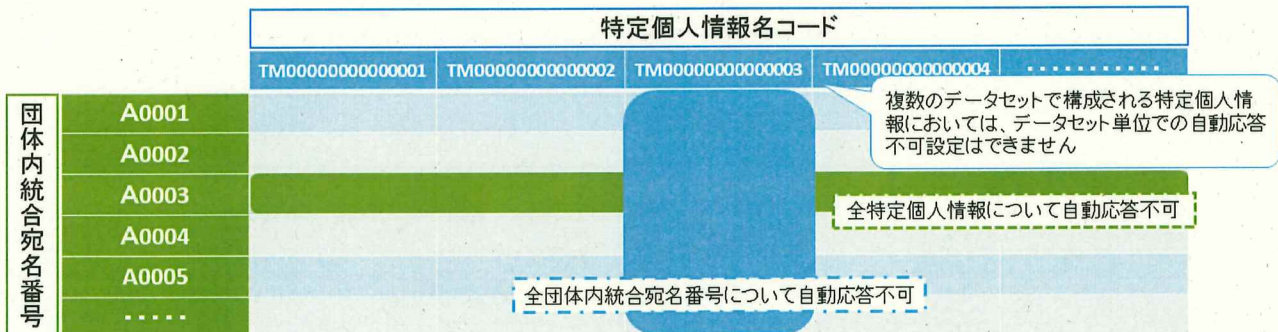


図3 フラグの設定単位と設定範囲

ある個人の団体内統合宛名番号（図では A0003）に自動応答不可フラグを設定すると当該個人の全特定個人情報が自動応答不可になります。また、ある特定個人情報名コード（図では TM0000000000000003）に自動応答不可フラグを設定すると、当該特定個人情報の全団体内統合宛名番号が自動応答不可になります。

(4) 自動応答不可時における不開示の設定

自動応答不可時（解説した自動応答不可設定が行われているケース及び副本未登録時）に一時入力等を行う際、不開示の設定方法が異なる場合がありますので注意が必要です。不開示設定の差異について、図4に示します。

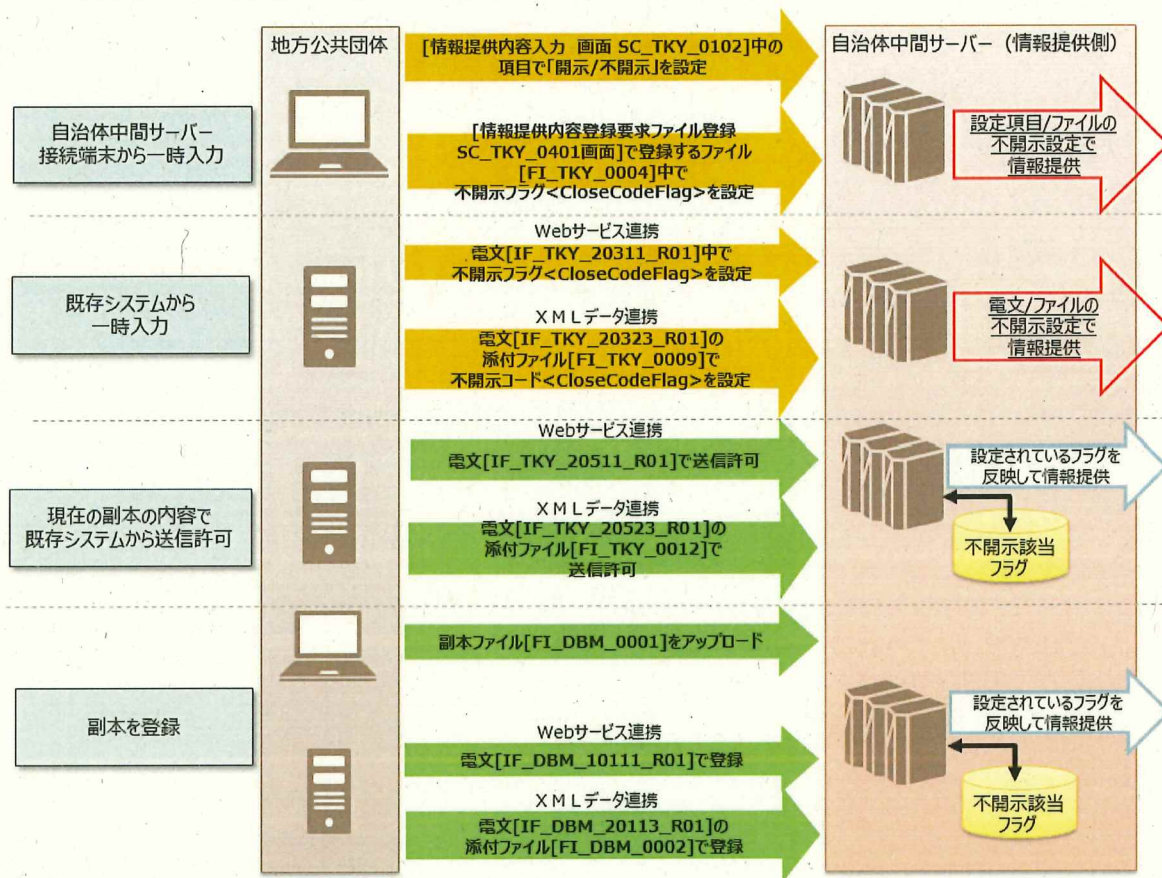


図4 自動応答不可時における不開示設定の差異

自治体中間サーバー接続端末及び既存システムから一時入力を行う際は、電文又はファイルに設定された不開示の設定が優先されるので注意が必要です。つまり、あらかじめ不開示該当フラグで「不開示」と設定されても、電文又はファイルで「開示」と設定すると当該情報提供等記録は「開示」として情報提供されます。

(5) 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定

情報照会及び情報提供に「不開示」とすべき情報提供等記録について、誤って「開示」として処理してしまった等のケースでは、情報提供等記録の記録事項変更事由を追記の上、当該記録について「不開示」とする必要があります。『情報提供ネットワークシステム接続運用規程』では「情報提供等の記録の追記事項」の一つと位置づけられており、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者間で情報提供等記録の整合性を保つため、それぞれが記録の追記を行う必要がある旨が定められています。

自治体中間サーバーでは、システム管理者が関連する操作を行います。詳細については『地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア 操作マニュアル（システム管理者用）-4.1.3 情報提供等記録の記録事項変更事由・不開示設定』を参照してください。